



～新発田市～

未熟児養育医療給付制度のご案内

《どんな制度？》

からだの発育が未熟なまま生まれ、指定されている医療機関で入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を国・県・市で助成する制度です。

《対象となるのは？》

指定養育医療機関の医師が、出生後、入院養育を必要と認めた乳児（1歳になるまで）

※原則として、退院後の再入院は対象になりません。



《何が助成されるの？》

～助成対象となるもの～

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 医学的処置、手術その他の治療
- 食事（自己負担が生じる場合もあります）
- 移送（特定の場合のみ）

※保険診療外の費用（おむつ代、ねまき代、差額室料、文書料等など）は養育医療の給

付対象外です。別途、医療機関の窓口で支払ってください。

《自己負担はあるの？》

乳児と同一世帯の扶養義務者の市町村民税額に応じて、負担基準月額を決定し、その月の入院日数をもとに自己負担額を算出します。

なお、負担基準月額及び総医療費等により、食事療養費の自己負担が生じる場合もあります。

算出した自己負担額については、新発田市子ども医療費の助成対象となるため、申請時に「委任状兼同意書」と「子ども医療費助成申請書」を提出していただきますと保険診療分については自己負担金の請求はありません。

《申請には何が必要？》

申請には以下のものが必要です。養育医療意見書を受け取ったら早めにお手続きをお願いします。

No.	必要書類	申請時に記入	持参が必要	備考
1	養育医療意見書		○	指定養育医療機関の医師が記入したもの
2	養育医療給付申請書	○		
3	世帯調書	○		
4	委任状兼同意書	○		
5	子ども医療費助成申請書	○		
6	乳児の医療保険の資格が確認できるもの		○	手続き中の場合は、加入する医療保険の被保険者の資格が確認できるもの。後日、乳児の医療保険の資格が確認できるものをご提出ください。
7	印鑑		○	シャチハタ不可
8	申請者、乳児及び扶養義務者全員の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類		○	個人番号カード、通知カード等
9	申請者の本人確認書類		○	運転免許証等
10	乳児と同一世帯の扶養義務者の市町村民税額を確認できる書類		※	※詳細は下記「市町村民税額の確認書類について」をご確認ください。

※市町村民税額の確認書類について

新発田市に課税状況の情報がない方（最近転入された方など）で、マイナンバーによる税情報の確認ができない方は市町村民税（均等割額・所得割額）を確認するための書類が必要です。また、未申告の方は申告が必要です。

詳しくは、こども課に確認してください。

《申請後にすることは？》

申請後の流れは以下となります。

- (1) 申請内容を審査し、養育医療給付の可否を市で決定します。
- (2) 給付決定後に「養育医療券」を郵送しますので、速やかに医療機関に提示してください。
- (3) 保険診療外の費用は、医療機関にお支払いください。
- (4) 保険診療分の費用は、市から医療機関に支払います。自己負担分については、子ども医療費から助成するため、保護者のご負担はありません。



～参考～

◆自己負担金の基準月額表 ※D6 以上の階層については、子ども課にお問い合わせください。

階層区分	世帯の階層細区分	負担基準月額(円)	加算基準月額(円)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	2,600	260
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	5,400	540
D 市町村民税 課税世帯	所得割の年額 15,000 円以下	D1	7,900
	15,001 円 ~ 21,000 円	D2	10,800
	21,001 円 ~ 51,000 円	D3	16,200
	51,001 円 ~ 87,000 円	D4	22,400
	87,001 円 ~ 171,300 円	D5	34,800

※双子さんや三つ子さんが同じ月に入院した場合、その月の入院日数(自己負担額)が一番多いお子さん以外の方は、基準月額を1/10(加算基準月額)にして自己負担額を算出します。

◆ひと月分の自己負担額の詳しい算出方法は？(入院期間により異なります)

例 ①：入院期間が1か月間（1日から月末まで）の場合

$$\text{自己負担額} = \text{負担基準月額}$$

例 ②：入院期間が1か月未満の場合

$$\text{自己負担額} = \text{負担基準月額} \times \frac{\text{診療月の入院日数}}{\text{診療月の実日数}} \quad (1\text{円未満切り捨て})$$

◆かかった医療費は具体的にどう支払われるの？

一部負担金について、養育医療と子ども医療から助成します。

例：D5 階層（負担基準月額 34,800 円）で1か月（30日）のうち12日間入院して、総医療費が300,000円かかった場合

$$34,800 \times \frac{12}{30} \quad (\text{月の入院日数}) \quad = \underline{13,290 \text{ 円}} \quad (\text{入院日数分の自己負担金}) \\ (\text{負担基準月額})$$

総医療費 300,000 円

健康保険からの給付金（8割） 240,000 円

一部負担金（2割） 60,000 円 … 市へ請求されます

→ 46,710 円（養育医療から助成）

13,290 円（子ども医療から助成）

◆その他

- ・養育医療券の記載内容に変更が生じた場合は、こども課で変更の手続きを行ってください。転居等により世帯構成に変更があった場合、負担基準月額も変更になることがあります。
- ・入院期間が継続となる場合は、医療機関から市に継続協議書が提出されます。この場合、継続承認書の写しを交付します。保護者が手続きをする必要はありません。
- ・養育医療券を紛失した場合は、こども課で再交付の申請を行ってください。

《申請・問合せ先》

新発田市こども課 子育て支援係
〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
TEL 0254-28-9232（直通）

